

一般廃棄物処理事業概要

平成21年度版



生駒市環境事業課

目次

第1章 概要

- 1 市の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 地 勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 市の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 人口及び世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 生活環境部の機構

- 1 ごみ処理事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 行政組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3 事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～5
- 4 人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 5 車両の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 6 施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～10

第3章 予算・決算

- 1 清掃費歳入・歳出決算額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 ごみ処理コスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 3 ごみ処理経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第4章 一般廃棄物処理基本計画の概要

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 2 基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～15

第5章 ごみ処理事業

- 1 ごみ処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 2 ごみの収集の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 3 直接持ち込みごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 4 拠点回収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 5 まごころ収集(高齢者世帯等の戸別収集)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 6 ごみ排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18～19
- 7 ごみの性状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第6章 ごみの減量と資源化対策

- 1 ごみの減量・再資源化の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 2 実施施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21～31

第7章 し尿処理事業

- 1 し尿の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 2 し尿の収集、運搬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 3 し尿くみ取りの申請と手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32～33

第1章 概 要



1 市の沿革

生駒の歴史は古く、遺跡などから縄文期までさかのぼることができる。

古い書物にも“いこま”の名が見え、生駒谷は古くから文化が開けていたようである。

平安時代以降は、荘園の経営が盛んになり、多くの集落が生まれ、同時に生駒山腹には多くの山岳信仰が起こった。

このような歴史の中で生駒が大きく変わるのは、延宝 6 年（1678 年）に僧湛海によって宝山寺が開かれ、多くの信仰者を集めるとともに門前町が形成されてきた頃からである。

その生駒がさらに発展するきっかけとなったのは、大正 3 年に生駒トンネルが貫通し、大阪と直接鉄道で結ばれたことである。大正 7 年には日本最初のケーブルカーが宝山寺まで完成、北生駒村は急速に開け、大正 10 年 2 月 11 日には町制をしくに至った。

そして昭和 30 年 3 月 10 日には隣接の南生駒村を、昭和 32 年 3 月 31 日には北倭村をそれぞれ編入合併し、現在の市域（53.18k m²）を有するに至った。

その後折からの住宅ブームにより人口が年々増加し、昭和 46 年 11 月 1 日には県下 9 番目の市として生駒市が誕生（人口 37,439 人）その後も人口の急激な増加は続き、現在では人口 118,722 人（平成 21 年 4 月 1 日現在）を擁する県下 3 番目の規模となった。

近年は、生駒駅前再開発やけいはんな線の開通など、新時代を先導する都市としての顔を備えはじめており、さらなる飛躍が期待されている。

2 地 勢

本市は、近畿のほぼ中央にあって、奈良県の北西端に位置し、東経 135° 42′ 北緯 34° 41′ の地点にあり、北は大阪府の枚方市に、東は京都府の京田辺市・精華町、奈良県の奈良市・大和郡山市に、南は奈良県の斑鳩町・平群町に、西は大阪府の交野市・四條畷市・大東市・東大阪市に接している。

大阪市中心部（近鉄難波駅）、奈良市中心部（近鉄奈良駅）からはそれぞれ 20 km、12 km 程度の距離にあり、近鉄奈良線を利用してそれぞれ 21 分、15 分の所要時間で到達できる。

また、総面積 53.18k m²におよぶ本市は、周囲約 60 km、東西 7.8 km、南北 14.9 kmと南北に細長い形状で、西は主峰生駒山（642m）を擁する生駒山地が南北に走り、東には矢田・西の京丘陵が併走し、中央には大和川流域の竜田川が南流する、いわゆる「生駒谷」を形成する美しい自然環境の豊かなまちである。

生駒山地は日本で数少ない傾動地塊で、山の中腹に至るまで市街地が形成されている。

3 市域の変遷

事 項	年 月 日	合併町村名	面 積	総面積
生駒郡北生駒村	明治 30 年 4 月 1 日	—	—	13.91
生駒町制施行	大正 10 年 2 月 11 日	—	—	13.91
第一次編入合併	昭和 30 年 3 月 31 日	生駒郡南生駒村	13.24	27.15
第二次編入合併	昭和 32 年 3 月 31 日	生駒郡北倭村	25.43	52.58
生駒市制施行	昭和 46 年 11 月 1 日	—	—	52.58
国土地理院改定値	平成元年 11 月 10 日	—	—	53.18

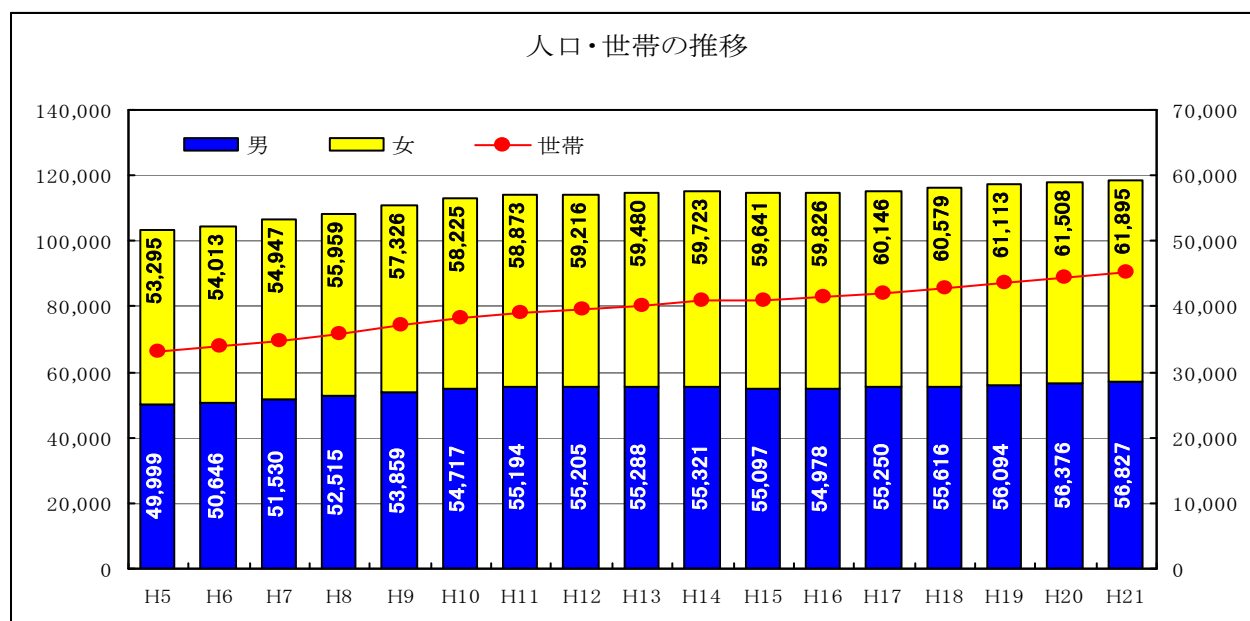
4 人口及び世帯数

平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 域	人 口			世帯数	世帯当人員
	総 数	男	女		
全 市	118,722	56,827	61,895	45,274	2.62

年 度	人 口			世帯数	世帯当人員
	総 数	男	女		
平成 5 年度	103,294	49,999	53,295	33,026	3.13
平成 6 年度	104,659	50,646	54,013	33,812	3.10
平成 7 年度	106,477	51,530	54,947	34,740	3.06
平成 8 年度	108,474	52,515	55,959	35,886	3.02
平成 9 年度	111,185	53,859	57,326	37,197	2.99
平成 10 年度	112,942	54,717	58,225	38,253	2.95
平成 11 年度	114,067	55,194	58,873	39,086	2.92
平成 12 年度	114,421	55,205	59,216	39,619	2.89
平成 13 年度	114,768	55,288	59,480	40,216	2.85
平成 14 年度	115,044	55,321	59,723	40,797	2.82
平成 15 年度	114,738	55,097	59,641	40,972	2.80
平成 16 年度	114,804	54,978	59,826	41,386	2.77
平成 17 年度	115,396	55,250	60,146	42,025	2.75
平成 18 年度	116,195	55,616	60,579	42,861	2.71
平成 19 年度	117,207	56,094	61,113	43,689	2.68
平成 20 年度	117,884	56,376	61,508	44,399	2.62

住民基本台帳・外国人登録を含む。(各年 4 月 1 日現在)



第2章 生活環境部の機構



1 ごみ処理事業の概要

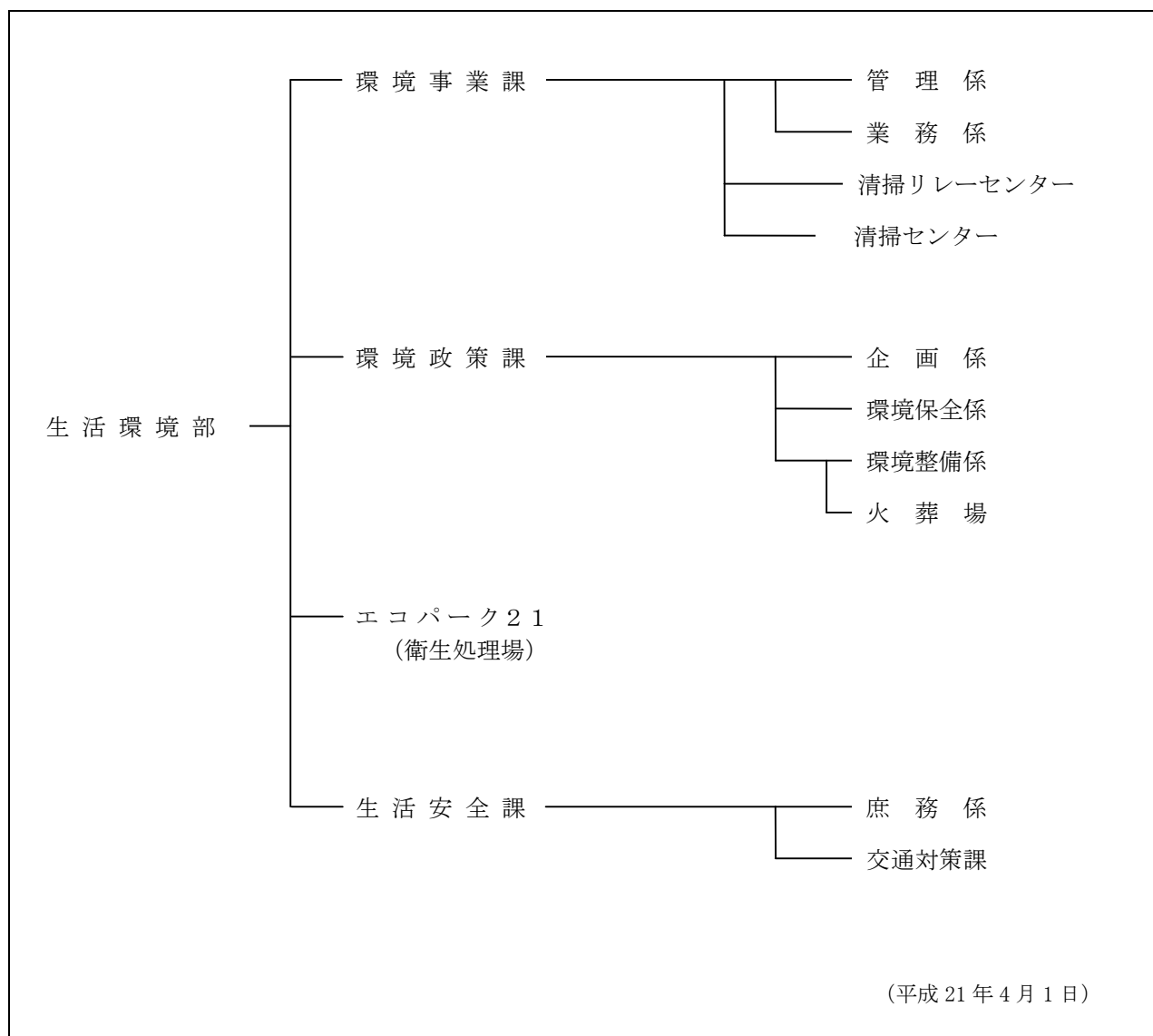
本市においては、平成 21 年 4 月現在、生活環境部が一般廃棄物処理行政を担当している。
一般廃棄物のうち、直接ごみの収集・処理を行う部門は以下のとおりである。

①清掃リレーセンター：破砕設備を備えたごみ中継施設であり、120 t /日の能力を有し、効率的かつ衛生的な収集・運搬を行っている。

②清 掃 セ ン タ ー：可燃性ごみの焼却処理施設であり、220 t /日（110 t /日×2 基）の能力を有する流動床式焼却炉が稼働し、焼却処理を行っている。

また、一般廃棄物の処理に関する一般的な事務、基本計画、整備計画等を行う部門は、環境事業課管理係及び事業係であり、以下の事務分掌内容を執行している。

2 行政組織図



3 事務分掌

環境事業課	
管 理 係	① 一般廃棄物事業の総合計画に関すること。 ② 一般廃棄物処理施設の整備計画の企画及び策定に関すること。 ③ 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関すること。 ④ ごみ減量化対策協議会等に関すること。 ⑤ ごみ減量化及び資源リサイクル普及促進に関すること。 ⑥ 清掃リレーセンター及び清掃センターの調整に関すること。 ⑦ 課の庶務に関すること。
事 業 係	① 一般廃棄物処理の委託に関すること (清掃リレーセンター及び清掃センターに係るものを除く)。 ② 一般廃棄物の収集、運搬体制等に関すること。 ③ 一般廃棄物処理の委託業者の指導監督に関すること。 ④ 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。 ⑤ 一般廃棄物の処理手数料に関すること(清掃リレーセンターに係るものを除く)。 ⑥ 一般廃棄物事業の資料収集及び調査研究に関すること。 ⑦ 一般廃棄物処理事業の協力団体の育成指導に関すること。 ⑧ 資源回収の実施団体の育成指導に関すること。 ⑨ 清掃思想の普及向上に関すること。 ⑩ し尿くみ取り申請の受付に関すること。

清掃リレーセンター
① ごみの処理に関すること(清掃センターに係るものを除く)。 ② ごみの処理手数料に関すること(環境事業課事業係に係るものを除く)。 ③ 清掃リレーセンターの管理及び運営に関すること。

清掃センター
① ごみの処理に関すること(清掃リレーセンターに係るものを除く)。 ② 清掃センターの管理及び運営に関すること。

環境政策課	
企 画 係	① 地球環境及び自然環境の保全に係る企画及び調整に関すること。 ② 環境計画の策定及び推進に関すること。 ③ 環境審議会に関すること。 ④ 環境保全思想の普及及び啓発に関すること。 ⑤ 環境学習の推進及び環境活動の支援に関すること。 ⑥ 環境に関する調査、統計及び資料収集に関すること。 ⑦ 環境保全事業に係る関係団体等との連絡調整に関すること。 ⑧ 部及び課の庶務に関すること。

環境保全係	① 公害防止対策の調査研究及び指導に関する事。 ② 公害防止思想の普及に関する事。 ③ 公害の調査及び測定に関する事。 ④ 公害に関する協定書の締結に関する事。 ⑤ 公害問題の受付及び各部門との連絡調整に関する事
環境整備係	① 墓地等の経営の許可等及び火葬場に関する事。 ② 埋火葬の許可に関する事(市民課の届出に係るものを除く。) ③ 狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)による犬の登録等に関する事。 ④ 愛がん動物の適正管理に関する事。 ⑤ 防犯灯及び街路灯に関する事。 ⑥ 市内の美化パトロール及びこれの処理に関する事。 ⑦ 屋外広告物の簡易除去に関する事。 ⑧ 空地等の雑草除去の指導に関する事。 ⑨ 犬、猫等の死体処理及び手数料に関する事。 ⑩ そ族、昆虫等の駆除の指導に関する事。 ⑪ その他地域の美化に関する事。

エコパーク 2 1 (衛生処理場)

- ① エコパーク 2 1 の運営方針に関する事。
- ② エコパーク 2 1 その他処理施設の維持管理に関する事。
- ③ エコパーク 2 1 の使用許可に関する事。
- ④ し尿の終末処理に関する事。
- ⑤ 公害等に係る水質及び悪臭の検査に関する事。

生活安全課

庶務係	① 市民相談に関する事。 ② 行政相談委員に関する事。 ③ 暴力排除推進協議会及び防犯協議会に関する事。 ④ 非核平和都市、国際連合協会等に関する事。 ⑤ 自動車臨時運行許可申請の受付及び許可書の交付に関する事。 ⑥ 自衛官の募集に関する事。 ⑦ 課の庶務に関する事。
交通対策課	① 交通対策の基礎調査及び企画に関する事。 ② 公共交通網に関する事。 ③ 交通安全思想の普及に関する事。 ④ 放置自転車等の対策に関する事。 ⑤ 市営自転車駐車場に関する事。 ⑥ 交通対策協議会に関する事。 ⑦ 生駒駅南自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場に関する事。

4 人 員

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

生 活 環 境 部	部 長	1 名	計	4 9 名
	環 境 事 業 課		計	9 名
		課 長	1 名	
		課 長 補 佐	1 名	
		係 長 ・ 主 査	7 名	
	清 掃 リ レ ー セ ン タ ー		計	1 3 名
		所 長	1 名	
		係 長 ・ 主 査	2 名	
		係 員	10 名	
	清 掃 セ ン タ ー		計	3 名
		所 長	1 名	
		係 長 ・ 主 査	1 名	
		係 員	1 名	
	環 境 政 策 課		計	1 2 名
		課 長	1 名	
		課 長 補 佐	1 名	
		係 長 ・ 主 査	6 名	
		係 員	4 名	
部	エ コ パ ー ク 2 1 (衛 生 処 理 場)		計	3 名
		課 長	1 名	
		係 長 ・ 主 査	1 名	
		係 員	1 名	
	生 活 安 全 課		計	8 名
		課 長 ・ 主 幹	2 名	
		課 長 補 佐	1 名	
		係 長 ・ 主 査	4 名	
	消 費 生 活 セ ン タ ー		計	1 名
		係 長 ・ 主 査	1 名	

5 車両の現状

車体の形状	清掃リレーセンター	清掃センター
連絡車	(軽四トラック) 1 台	1 台
アームロール車	(10 t 車) 4 台	
バキューム車	1 台	
タイヤショベル	1 台	
ミニショベル	1 台	
フォークリフト	1 台	
計	9 台	1 台

6 施設概要

1) 清掃リレーセンター

本設備は、清掃センターの整備に合わせ、ごみ収集運搬の効率性及び市民・事業者のごみ搬入の利便性を確保する観点から、ごみ中継施設として整備し現在に至っている。当中継基地に投入された収集ごみを受入供給設備にて受け、ごみ圧縮設備にてコンテナに積替処理するものである。コンテナ移動装置にてコンパクトへの接続コンテナの入替え、及び満量コンテナを搬出口に移動させるものである。その後満量コンテナは専用中継車（脱着ボディートラック）にて、清掃センターへ輸送される。

1 建設概要			
(1) プラント工事	請負業者	新明和工業(株)関西支社	
	請負金額	585,040,000 円	
	工 期	平成 2 年 5 月 9 日～平成 3 年 3 月 15 日	
(2) 土木建築工事	請負業者	(株)森本組 奈良営業所	
	請負金額	553,110,000 円	
	工 期	平成 2 年 6 月 21 日～平成 3 年 3 月 15 日	
2 施設概要			
(1) 敷地面積	約 10,000 m ²		
(2) 延べ床面積	1,970 m ² (R C 造、一部 S 造)		
(3) 処理能力	120 t / 日		
(4) 主要施設	①受入供給施設	収集車で搬入されたごみを受入れ貯留し、油圧機構により、ごみをコンパクトへ円滑に供給する設備	
		ホッパ 1 基(約 75m3)	
		破碎設備 1 基(往復動式圧縮せん断破碎機 4.7 t / 日)	
	②ごみ圧縮設備	ホッパより供給されたごみを油圧機構により、コンテナへ詰め込み圧縮する設備	
		コンパクト 1 基 (50 t / H) ・	
		油圧ユニット 1 基	
	③搬出設備	コンテナ積替装置 1 基 (コンベア式コンテナ 5 台設置型) コンパクトがコンテナにごみを詰め込む間、コンテナを搭載しておくと共に、接続しているコンテナが満量になったとき、空コンテナとの入替えを円滑に行う設備	
	④コンテナストック台	4 基 (4 台) コンパクトにより満量にされたコンテナを搬出車にて積みだされるまでの間仮置きする設備	
	⑤軽量設備	トラックスケール 1 基(20 t)	
	⑥その他	薬剤散布散水装置 1 基 (高圧噴霧方式) 脱臭剤の溶解液を散水し、プラットホーム内の消臭を行うとともに、収集車のごみ排出時における粉じんの発生を抑える	
		集じん装置 1 基 (自動巻取型ロールフィルター方式) 〔吸引空気中の粉じんを分離するもの〕	
		脱臭塔 1 基 (乾式活性炭吸着塔型) 〔吸引空気の臭気を脱臭するためのもの。 活性炭 (ヤシガラ破碎炭) 使用〕	
(5) 中継車両	4 台 (日野 3 台, 三菱 1 台) 購入金額 11,481,490 円 / 台 (平成 16 年度購入単価・日野 3 台) シャシ本体 6,231,490 円 特別装置 5,250,000 円		
(6) コンテナ購入金額	コンテナ 7 基 購入金額 4,515,000 円 / 基 (平成 16 年度購入単価・3 台)		
3 人員配置 18 名(臨時職員 5 名)			
事 務 職	3 名	所長 1 名・係長 1 名・主査 1 名	

技 能 職 15 名	総 括 監 督 1 名	
	中継者運転 6 名	運転のほか、中央制御室にて当施設の受入供給設備等の操作を行う
	受 入 担 当 8 名 (内臨時職員 5 名)	ごみ持ち込み車の計量（一般・事業所・公共料金の徴収、収集車等の誘導及び受入供給設備の清掃、破碎機による粗大ごみの処理、搬入ごみの選別（可燃・不燃・粗大・資源・有害その他）

2) 清掃センター

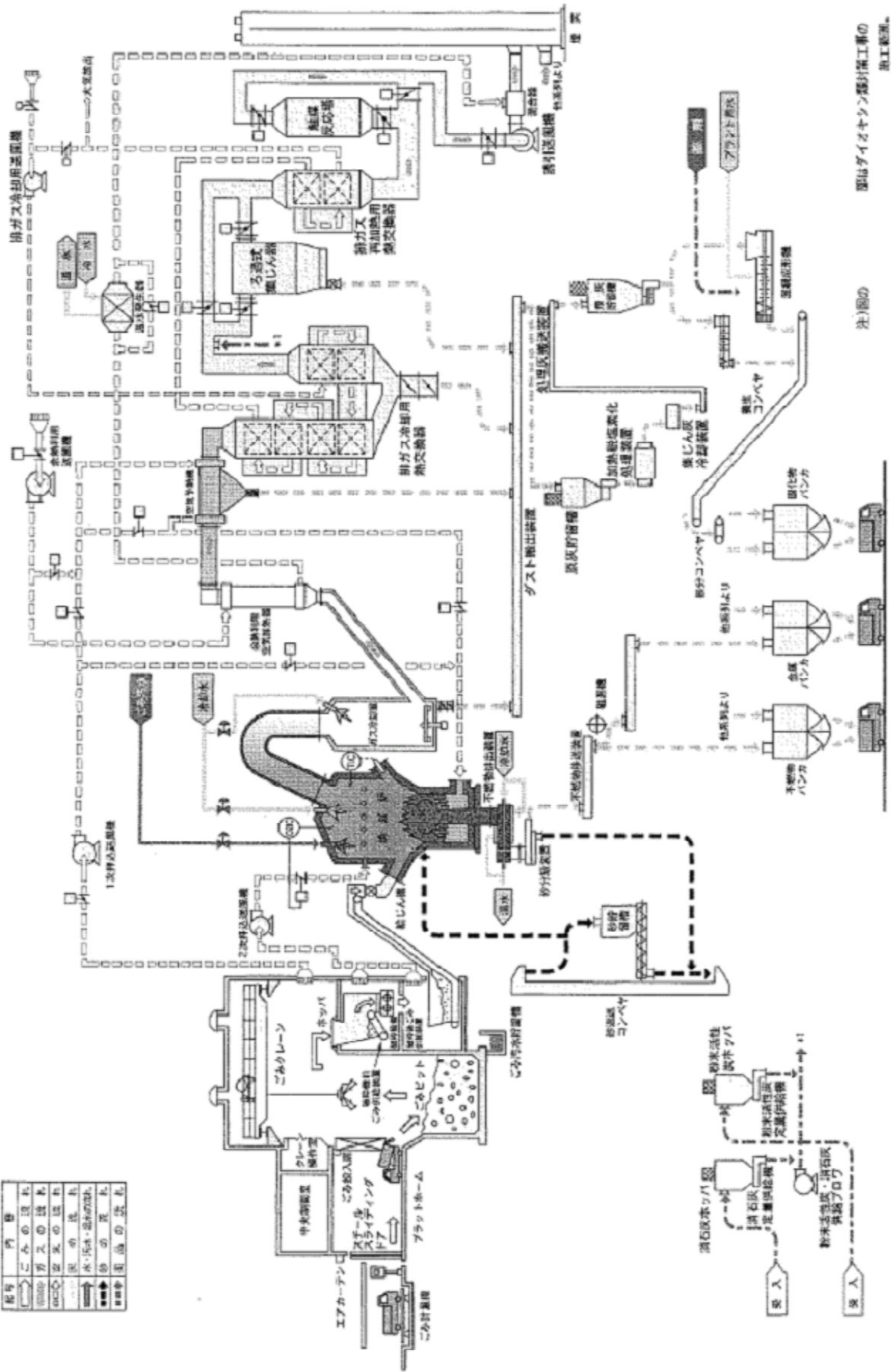
全自動クレーンや回転数制御付誘引送風機を採用し、省力化・省エネ化を図った流動床式焼却炉として平成3年3月に竣工し、燃焼ガスの余熱を回収し、白煙防止や生駒山麓公園施設への熱供給を行っている。国定公園内のため半地下式の施設として、煙突をはじめ建屋の美観にも十分留意し、環境と調和した施設としている。

また、平成12年度からダイオキシン類排出削減恒久対策工事に着手し、ろ過式集じん器、触媒反応塔などを整備し、十分な排ガス対策を行うとともに、加熱脱塩素化処理装置により、飛灰中のダイオキシン類をも削減し、より環境にやさしい施設として、平成14年3月に生まれ変わった。

1 建設概要		
(1) 施設新設工事	請負業者	神鋼・大成 生駒市清掃センター建設工事協働企業体
	請負金額	3,749,000,000 円 土木造成工事費 494,000,000 円 建屋工事費 1,318,000,000 円 プラント工事費 1,937,000,000 円
	工 期	昭和63年9月21日～平成3年3月15日
(2) ダイオキシン類非出削減恒久対策工事	請負業者	(株)神戸製鋼所
	請負金額	2,596,650,000 円 排ガス対策工事 1,927,695,000 円 飛灰対策工事 668,955,000 円
	工 期	平成12年9月20日～平成14年3月31日
2 施設概要		
(1) 敷地面積	約 48,023 m ²	
(2) 延べ床面積	6,994 m ²	
(3) 炉型式	全連続流動床式焼却炉	
(3) 処理能力	220 t / 24 時間 (110 t / 24 時間 × 2 炉)	
(4) 主要施設	①受入供給施設	ごみ軽量機 1 基 ・ ごみ投入扉 4 基 ごみピット 1 基 (2,200m ³) ・ ごみクレーン 2 基
	②燃焼設備	受入ホッパ 2 基 ・ 破碎設備 2 基 流動床式焼却炉 2 基 ・ 不燃物排出装置 2 基
	③燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室 2 基
	④排ガス処理設備	排ガス冷却用熱交換器 2 基 ・ 粉末活性炭吹込装置 2 基 ろ過式集じん器 2 基 ・ 消石灰吹込装置 2 基 排ガス再加熱用熱交換器 2 基 ・ 排ガス冷却用送風機 2 基 触媒反応塔 2 基
	⑤余熱利用設備	余熱利用空気送風機(白煙防止兼用) 2 基 余熱利用空気過熱器 2 基 ・ 温水発生器 2 基
	⑥通風設備	押込送風機 2 基 ・ 空気余熱機 2 基 誘引送風機(回転数制御) 2 基
	⑦飛灰処理施設	加熱脱塩素化処理装置 1 基
	⑧灰出し設備	ダスト搬出装置一式 ・ バンカー一式 灰固化設備一式
(3) 人員配置	事 務 職 2 名(所長・主査) 技 術 職 1 名(主任) 委 託 業 者 27 名	

生駒市清掃センター 処理フロー図

記号	内容
→	ごみの流れ
→	汚水の流れ
→	空気の流れ
→	水・汚水・空気の流れ
→	砂の流れ
→	灰の流れ



注)図の

型はダイキン型封入工の
施工要領。

第3章 予算・決算



1 清掃費歳入・歳出決算額の推移

平成20年度の本市の一般会計歳出額は、34,464,691千円で、そのうち清掃費が占めている割合は、6.11%である。

(1) 歳 入

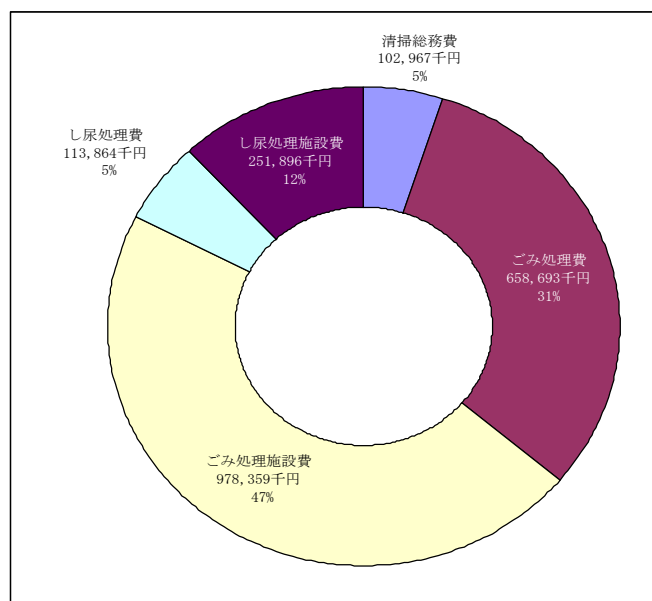
(単位：千円)

内訳	年度 平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	備 考
衛生手数料	73,735	70,829	68,239	68,141	64,124	60,850	
衛生費国庫補助金	15,880	13,029	12,935	13,704	—	—	浄化槽補助金
衛生費県補助金	20,180	16,549	12,935	13,704	—	—	浄化槽補助金
県清掃費補助金	593	363	23	0	0	0	不法投棄
県清掃費補助金	1,703	1,703	0	0	0	0	緊急雇用
市 債	0	0	0	0	53,900	0	施設改造
合 計	112,091	102,473	94,132	95,549	118,024	60,850	

(2) 歳 出

(単位：千円)

内訳	年度 平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
清掃総務費	99,389	99,727	103,575	95,806	103,293	102,967
ごみ処理費	712,168	700,982	702,659	689,965	691,178	658,693
ごみ処理施設費	1,073,193	940,956	919,497	993,467	1,029,761	978,359
し尿処理費	123,763	121,796	122,293	123,191	121,609	113,864
し尿処理施設費	244,513	254,061	245,573	245,192	248,215	251,896
清掃費合計	2,253,026	2,117,522	2,093,597	2,147,621	2,194,056	2,105,779
一般会計歳出決算額	33,878,989	35,632,694	31,514,554	29,007,226	31,259,690	34,464,691
一般会計に占める割合	6.65%	5.94%	6.64%	7.40%	7.02%	6.11%



2 ごみ処理コスト

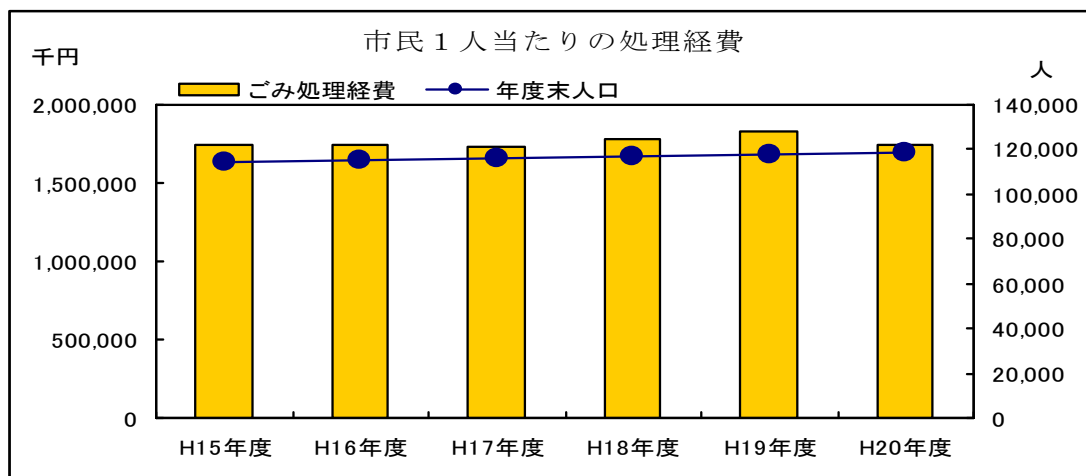
(単位:円・t)

年 度 内 訳		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収 集 コ ス ト	収集運搬等委託料	658,759,194	655,400,781	656,312,977	650,203,359	623,662,233	632,106,560
	その他経費	152,797,698	145,307,729	149,920,682	135,567,178	170,808,830	129,553,291
	経費合計	811,556,892	800,708,510	806,233,659	785,770,539	794,471,063	761,659,851
	収集ごみ量	31,060	29,628	29,009	28,867	27,785	26,484
	1 t 当たりコスト	26,129	27,025	27,793	27,220	28,594	28,759
中 継 コ ス ト	施設・プラント費	147,344,144	159,098,972	153,885,223	151,504,485	153,885,223	137,300,891
	事務費等	51,890,035	52,260,576	52,933,836	56,065,556	52,933,836	67,798,337
	経費合計	199,234,179	211,359,548	206,819,059	207,570,041	211,742,705	205,099,228
	中継ごみ量	35,080	34,644	33,839	34,456	33,794	32,383
	1 t 当たりコスト	5,679	6,101	6,112	6,024	6,266	6,334
焼 却 コ ス ト	委託料・人件費	529,146,087	531,275,611	511,656,542	583,970,147	543,701,047	571,456,184
	その他経費	201,313,554	198,321,197	201,021,274	201,926,783	174,316,862	201,803,509
	経費合計	730,459,641	729,596,808	712,677,816	785,896,930	818,017,909	773,259,693
	焼却ごみ量	42,781	40,002	35,760	36,289	36,338	35,129
	1 t 当たりコスト	17,074	18,239	19,929	21,657	22,511	22,012
1 t 当たりコスト合計		48,882	51,365	53,834	54,901	57,371	57,015
ごみ排出量		41,190	39,562	39,163	39,649	38,094	36,392
1 日当たり排出量		112.8	108.4	107.3	108.6	104.4	99.7
1 人1日当たり排出量 (g)		983	939	922	927	885	840
総ごみ処理経費		1,884,750,012	1,741,664,866	1,725,730,534	1,779,237,510	1,824,231,677	1,740,018,772
備 考		清掃リレー センター施 設整備事業				清掃センタ ー施設整備 事業含む	

3 ごみ処理経費

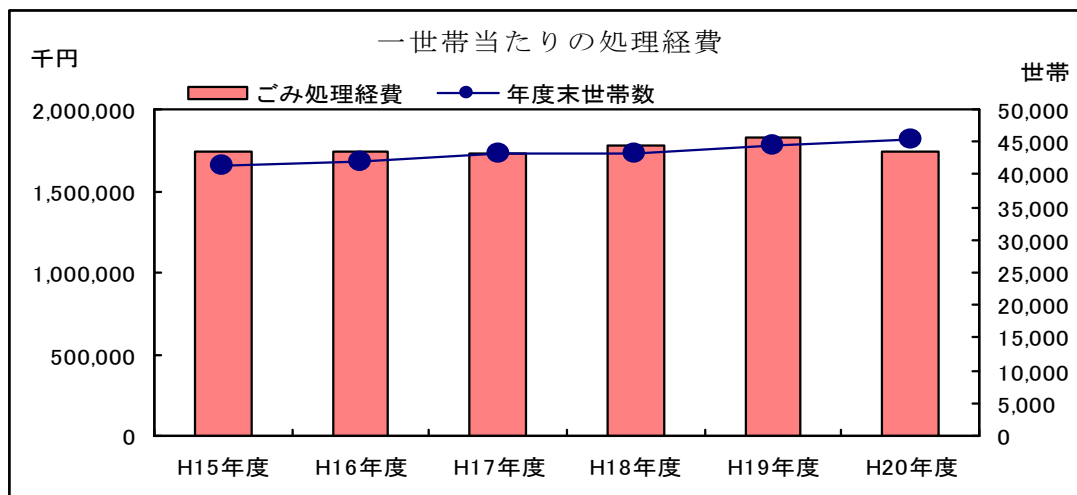
(1) 市民一人当たりの処理経費

年 度	ごみ処理経費 (千円)	年度末人口 (人)	市民一人当たり経費 (円)
平成15年度	1,741,251	114,804	15,167
平成16年度	1,741,665	115,396	15,093
平成17年度	1,725,731	116,372	14,829
平成18年度	1,779,238	117,207	15,180
平成19年度	1,824,232	117,884	15,475
平成20年度	1,740,019	118,722	14,656



(2) 一世帯当たりの処理経費

年 度	ごみ処理経費 (千円)	年度末世帯数 (世帯)	一世帯当たり経費 (円)
平成15年度	1,741,251	41,386	42,073
平成16年度	1,741,665	42,025	41,444
平成17年度	1,725,731	43,089	40,050
平成18年度	1,779,238	43,224	41,163
平成19年度	1,824,232	44,399	41,087
平成20年度	1,740,019	45,274	38,433



第4章 一般廃棄物処理基本計画の概要



1 基本理念

近年、わたしたちの日常生活や産業活動にともなう環境負荷は増加の一途をたどり、地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応は、人類共通課題となっている。これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造を見直し、循環型社会の構築に向けた取り組みの重要性が高まっている。一方国では、循環型社会形成推進基本法をはじめとする法令の制定・改正、また、循環型社会形成推進計画に基づく取り組みなどが進められている。

一方、本市においては、平成13年12月策定の「生駒市総合計画」では、基本構想における6つの柱（まちづくりの大綱）において、「自然・環境（人と自然が共生する美しいまち）」の「循環型社会づくりの推進」に、ごみ対策が位置づけられている。

また、平成11年3月策定の「生駒市環境基本計画」では、「環境実感都市いこまの創造～響きあう人・まち・自然」という基本理念のもと、4つの基本目標が定められ、「人と自然にやさしい社会の創出（環境に対する負荷をできるだけ抑え、人と自然、ひいては地球環境に負荷をかけない循環型社会を創出する）」という目標にごみ対策が位置づけられている。

このような状況のもと、循環型社会の構築に取り組むため、ごみの減量・リサイクル・一般廃棄物の適正処理等の長期的、総合的な視点に立った、市民・事業者・行政が取り組むべき施策の基本方向を明らかにするため、平成7年策定の後継計画となる基本計画を策定した。

本計画の基本理念は、「みんなで取り組むごみ減量と、適切なごみ処理システムの構築を通じた、人と自然にやさしい資源循環型社会の形成」としている。今後は、この基本計画の目標及び基本理念にのっとり、公民協働でごみの減量・再利用・リサイクルに取り組み、できるだけごみを出さない社会に取り組んでいく。

2 基本計画

市条例では、市内から発生する廃棄物の発生・排出抑制、再資源化、適正な処理並びに地域の清潔の保持を推進するための必要な事項が定められている。

そこで、本市においては、この趣旨を踏まえ、前述のごみ処理における理念に基づき、将来10年先の長期的視点に立ってごみ処理における基本的な課題を抽出し、施策展開のための方針として5項目を柱とした基本方向を定める。

(1) 計画目標年次

環境省の通達に準じ今後10年間を基本計画期間と見込み、計画目標年次を西暦2013年（平成25年）とする。なお、計画期間の中間年となる平成20年度に、計画の中間見直しを実施するものとする。

ただし、計画の前提条件となる情勢等に変動が生じた場合などについては、必要に応じて見直しを行う。

(2) 人口推計

西暦2013年（平成25年）の人口を、128,694人と推計した。

(3) 計画対象地域

本市は、行政区域全体が計画処理区域となっており、市内全域がごみ処理基本計画対象区域である。

(4) 計画対象廃棄物

市内から発生する一般廃棄物のうち、し尿・浄化槽汚泥を除くごみ全体について、処理の対象となる廃棄物だけでなく、発生源で減量・資源化、又は自家処理等で処分される不用物をも含め、本ごみ処理基本計画対象廃棄物とする。

(5) 基本方向

- ① 資源リサイクルシステムの確立
 - 資源ごみの適切な分別の推進
 - 資源回収の体制づくり
 - リサイクル拠点の整備
- ② ごみ収集・処理システムの効率化
 - ごみ収集システムの効率化
 - ごみの中間処理体制の効率化
 - ごみ最終処分場の確保
 - ごみの不法投棄対策の推進
- ③ ごみ減量化に向けた市民の取り組みへの支援
 - ごみの減量化に向けた普及啓発の推進
 - 環境学習の機会の充実
 - 市民のごみ減量化への取り組み支援
 - 環境美化の推進
- ④ 事業系一般廃棄物の適正処理と事業者の取り組み支援
 - 事業系一般廃棄物の適正処理の推進
 - 事業者のごみ減量・リサイクルへの取り組み支援
- ⑤ 市民・事業者・行政の協働体制
 - 協働の期限の整備
 - 進捗管理
 - 広報・啓発

第5章 ごみ処理事業



1 ごみ処理の現況

本市においては、清掃センター及び清掃リレーセンターが稼働しており、ごみの効率的な収集・運搬及び衛生的な焼却処理を行っている。

可燃ごみについては、委託業者・許可業者あるいは直接搬入によって清掃リレーセンターに搬入された後、清掃センターで焼却処理を行っている。

粗大ごみ（燃える大型ごみ）については、可燃性ごみと同様に清掃リレーセンターに搬入された後、破碎可燃物は清掃センターで焼却処分し、破碎不燃物は委託業者により陸上埋立を行っている。

なお市制施行（昭和46年11月1日）後における清掃業務の実施過程は、以下のとおりである。

〈収集・運搬関連〉

- | | |
|---------|--------------------|
| ○ 昭和48年 | 分別収集開始（可燃物・不燃物） |
| ○ 昭和59年 | 有害ごみ・粗大ごみの収集開始 |
| ○ 平成3年 | 清掃リレーセンター（破碎設備付）完成 |
| ○ 平成9年 | 清掃リレーセンター破碎設備移設 |
| ○ 平成15年 | 清掃リレーセンタープラント機械改修 |

〈中間処理関連〉

- | | |
|---------|---------------------------|
| ○ 昭和43年 | 塵芥焼却場完成 30t/日 固定式バッチ炉 |
| ○ 昭和48年 | 集じん機設置 |
| ○ 昭和49年 | 再燃焼装置設置 |
| ○ 平成3年 | 清掃センター完成 110t/日×2炉 流動床焼却炉 |
| ○ 平成12年 | 清掃センターダイオキシン類排出削減恒久対策工事着工 |
| ○ 平成14年 | 清掃センターダイオキシン類排出削減恒久対策工事完成 |

2 ごみの収集の概要

家庭から排出されるごみは、6種分別（燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ（びん・缶類・ペットボトル）・燃える大型ごみ・有害ごみ）し、委託業者又は許可業者によって定期的にステーション収集を行っている。燃えないごみ及び資源ごみについては、収集後民間処理工場に搬入され、鉄・アルミ・びん・ペットボトル等を機械選別等で資源物として回収した後、残渣が清掃リレーセンターに搬入される。残渣のうち、可燃物は清掃センターで焼却処理し、不燃物は委託業者により陸上埋立を行っている。有害ごみについては、不燃性ごみ・資源ごみと同様に民間処理工場に搬入された後、清掃リレーセンターを経て乾電池等については広域回収処理を行っている。

(1) 燃えるごみ（ステーション数 約4,000ヶ所）

家庭の台所から出る生ごみや紙くず等の燃えるごみは、市内を月・木・火・金・水・土の3コースに分けて、週2回ステーション収集を行っている。ただし、日曜日及び国民の休日は原則として収集しない。

(2) 燃えないごみ（ステーション数 約1,400ヶ所）

廃家電製品（家電リサイクル法対象品を除く）や自転車、鍋・フライパン、せともの類については、地域ごとに毎月1回（びん・缶類の2回目）、ステーション収集を行っている。日曜日のみ収集は行わない。

(3) 資源ごみ（ステーション数 約1,400ヶ所）

①びん・缶類

地域を12コースに分け、毎月2回、定曜日にステーション収集を行っている。日曜日のみ収集は行わない。

②ペットボトル

びん・缶類と同じく、地域ごとに毎月1回、定曜日にステーション収集を行っている。日曜日のみ収集は行わない。

(4) 燃える大型ごみ（ステーション数 約 1,400 ヶ所）

木製家具や布団などの燃える大型ごみについては、地域ごとに年 3 回の収集日を定め、ステーション収集を行っている。

(5) 有害ごみ（ステーション数 約 1,400 ヶ所）

蛍光灯・電球・電池等の有害ごみについては、びん・缶類専用袋と同時に、赤色半透明の有害ごみ及び乾電池専用袋を配布し、年 4 回（6・9・12・3 月）のびん・缶類の第 1 回目の収集時にステーション収集を行っている。

3 直接持ち込みごみ

引っ越しごみや剪定ごみなどの一時大量ごみ及び事業系一般廃棄物は、計画収集は行わない。清掃リレーセンターに直接持ち込むか、許可業者に収集依頼（有料）するように指導している。

清掃リレーセンターのごみの受付は、月曜日から土曜日（国民の休日を除く）の午後 1 時から午後 3 時 30 分の間、行っている。

直接持ち込まれたごみについては、平成 12 年 7 月 1 日の条例改正に基づき、手数料を 20 円から 50 円に改正し徴収している。

ごみ処理手数料

- ・事業系一般廃棄物 10 kg につき 50 円
- ・家庭系一般廃棄物 100 kg まで無料。100 kg を超える分につき 10 kg 増すごとに 50 円

4 拠点回収

平成 7 年に容器包装リサイクル法が公布されたことに基づき、ペットボトルと食品用発泡スチロール製トレイ（箇所についてはペットボトル・トレイを参照）の拠点回収を実施し、年次的に事業を拡大するとともに平成 9 年 4 月から同法が部分施行されると同時に、ペットボトルを全市回収へと移行した。

平成 9 年度からは、飲料用紙パック（牛乳パック）の拠点回収も実施し、年次的に拠点を拡大し事業の推進を図っている。また、平成 15 年度からプラスチック製容器包装分別収集モデル事業を実施し平成 20 年 7 月より循環型社会の構築を図るため家庭内で不用になった、陶磁器製の食器を市内 3 拠点において実施している。

（拠点回収場所と回収日）

拠 点 回 収 場 所	回 収 日
南コミュニティセンター(せせらぎ)	毎月第 1 木曜日 10 時～13 時
ディアーズコープいこま	毎月 10 日 10 時～13 時
北コミュニティセンター(ISTA はばたき)	毎月第 3 木曜日 10 時～13 時

5 まごころ収集(高齢者世帯等の戸別収集)

平成 20 年 9 月から、ごみ集積所までのごみ出しの負担の軽減を図るとともに、安否確認を行い在宅生活の支援を図るため、高齢者・障害者世帯への戸別収集を実施している。

- (1) 収集世帯 51 世帯(平成 20 年度末現在・平成 20 年度総収集世帯は 54 世帯)
- (2) 対象世帯 概ね 65 歳以上で身体の状態が要介護 2 級以上の方や、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対する支援制度を受けられている方で、かつホームヘルプサービスを利用されている方のみの世帯
- (3) 収集品目 6 種分別【燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ（びん缶類・ペットボトル）・燃える大型ごみ・有害ごみ】※ただし、燃える大型ごみは前日までに連絡が必要。
- (4) 収集曜日 月～木曜日 ※月曜日が祝日の場合は、火曜日収集、その他の曜日は前日収集。

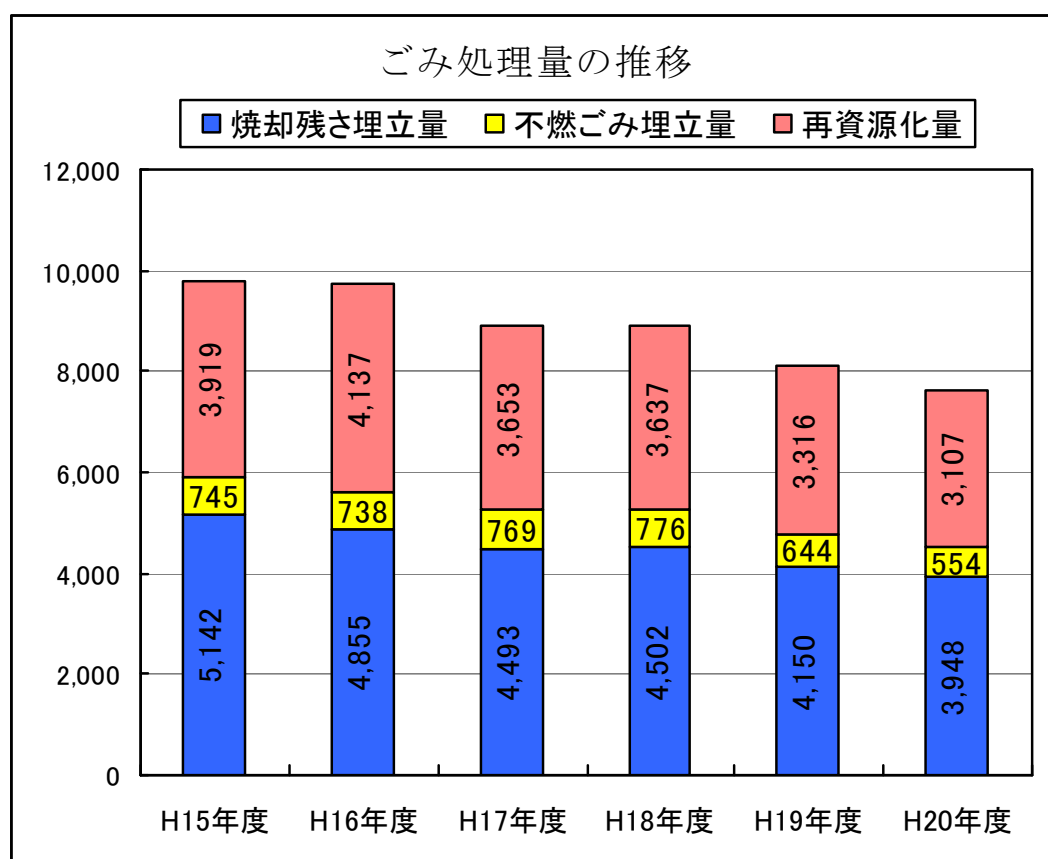
6 ごみ排出量の推移

◎ごみ排出量の推移

年 度 区 分		平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
総人口（人）		114,804	115,396	116,372	117,207	117,884	118,722
ごみ排出量（t）①+②		41,576	39,562	39,163	39,649	38,094	36,392
（内訳）	可燃ごみ（t）	35,375	33,132	33,256	34,178	32,986	32,100
	家庭系収集	25,381	23,682	23,570	23,908	23,095	22,443
	事業系収集	7,460	7,061	7,333	7,620	7,071	6,616
	持込	2,534	2,389	2,353	2,650	2,820	3,041
	不燃ごみ（t）	2,464	2,365	2,195	2,008	1,842	1,215
	家庭系収集	1,942	1,881	1,727	1,496	1,424	964
	事業系収集				31	20	6
	持込	522	484	468	481	398	245
	粗大ごみ（t）	717	706	708	765	756	709
	資源ごみ（t）	2,989	3,319	2,964	2,673	2,466	2,316
	有害ごみ（t）	31	40	40	25	44	52
	家庭系ごみ（t）①	32,152	30,678	30,016	29,969	28,966	27,671
	事業系ごみ（t）②	9,424	8,884	9,147	9,680	9,128	8,721
1日平均排出量（t/日）		113.9	108.4	107.3	108.6	104.4	99.7
1人1日あたりごみ排出量（g/人日）		992.2	939.3	922.0	926.6	885.3	839.8
家庭系ごみ1人1日あたりごみ排出量（g/人日）		767.3	728.4	706.7	700.5	673.2	637.4

◎ごみ処理量の推移及びごみ処理量の内訳

年 度		平成 1 5 年度	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年 度	平成 2 0 年度
区 分							
焼却量		42,781	40,002	35,760	36,289	36,338	35,129
処 理 量	焼却残さ埋立量	5,142	4,855	4,493	4,502	4,150	3,948
	不燃ごみ埋立量	745	738	769	776	644	554
	再資源化量	3,919	4,137	3,653	3,637	3,441	3,107
	合計	9,806	9,730	8,915	8,915	8,235	7,609



7 ごみの性状

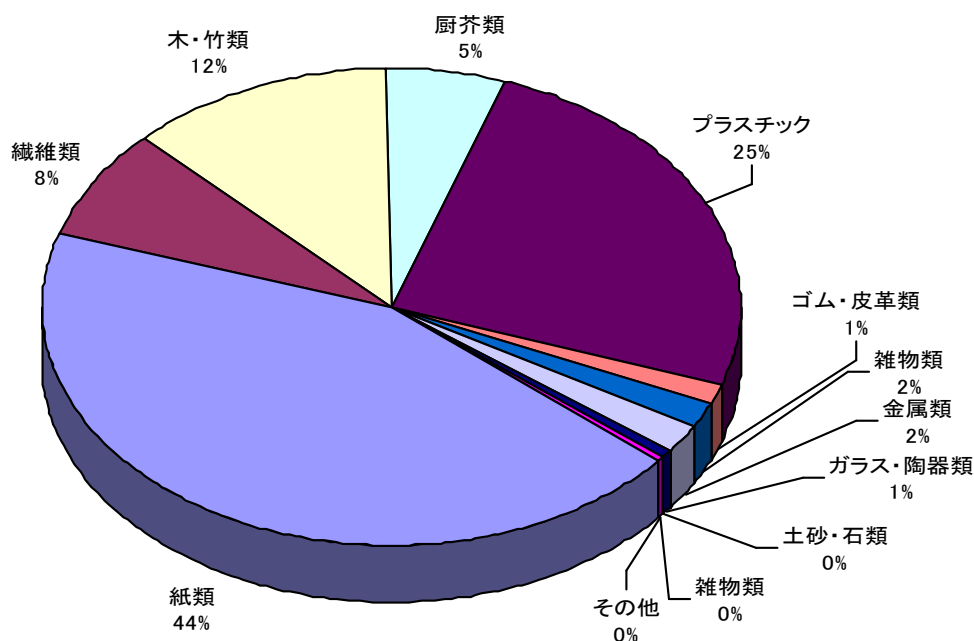
本市における焼却対象物の組成の推移は、以下に示すとおりである。
ごみの組成は、紙類が40～49%、ついでプラスチックが23～30%、厨芥類は5～9%となっている。

◎ ごみの組成の推移（年平均値）

（単位：乾燥重量比%）

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
可 燃 成 分	紙類	41.48	40.16	45.96	48.54	40.29	43.81
	繊維類	6.03	8.61	8.01	7.81	8.80	7.62
	木・竹類	10.72	14.63	6.31	8.02	13.11	12.29
	厨芥類	6.65	7.83	8.44	5.56	7.48	5.40
	プラスチック	29.57	22.72	25.72	24.61	26.09	25.16
	ゴム・皮革類	1.16	1.30	0.83	0.19	0.57	1.15
	雑物類	0.43	0.30	1.71	1.72	1.54	1.93
不 燃 成 分	金属類	0.75	1.82	2.06	2.19	1.30	1.79
	ガラス・陶器類	0.46	0.44	0.45	0.85	0.37	0.51
	土砂・石類	0.08	0.66	0.35	0.51	0.45	0.34
	雑物類	0.16	0.03	0.16	0.00	0.00	0.00
そ の 他		3.22	2.51	1.50	0.00	0.00	0.00

ごみの性状と割合



第6章 ごみ減量と資源化対策



1 ごみ減量・再資源化の現況

本市では、平成7年3月に「生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、清掃センターのダイオキシン対策工事、ペットボトルの分別収集など様々なごみ減量方策を定め、積極的に取り組んできました。平成17年3月に計画の見直しを行い循環型社会の形成に向け、ごみの減量、リサイクル、一般廃棄物の適正処理等に関する本市の基本指針としてその基本的な方向や施策の展開等を定め、事業の充実を進めているところである。

2 実施施策

(1) 専用袋の配布

毎年3月中に、びん・缶類、ペットボトル、有害ごみ、乾電池の専用袋を自治会及びマンション等の管理人を通じて翌年度分を各世帯に無料で配布し、資源物の分別排出の徹底を図っている。配布枚数は、びん・缶類20枚、ペットボトル12枚、有害ごみ・乾電池各4枚の合計40枚で、年度途中で不足した場合は、市役所窓口や公共施設等で再配布していたが、平成21年度から廃止している。

(2) ごみ袋の透明・半透明化の実施

平成19年11月1日から、ごみの分別排出を徹底するとともに、ごみの減量化と危険ごみ混入による収集時及び処理作業時の安全確保を図るため、ごみ袋の透明・半透明化を実施している。

(3) 不燃性ごみからの資源物の回収

毎月1回収集する燃えないごみ（電化製品・自転車等）を委託により破碎処理し、その中から鉄・非鉄等の資源物を回収している。（家電リサイクル法による家電5品目と資源有効利用促進法による家庭系パソコンは除く。）

また、毎月2回収集するびん・缶類については、びんの色別及びスチール・アルミに選別し、容器包装リサイクル法に基づく資源物として回収している。

(4) ペットボトルの収集

平成7年度からひかりが丘・あすか野・生駒台・壱分西・青山台の5自治会の協力を得て、モデル事業として拠点回収を実施し、平成8年度にさらに鹿ノ台・北大和・桜ヶ丘・さつき台・萩の台の5ヶ所拠点を拡大し、事業を推進していたが、平成9年4月から容器包装リサイクル法が施行されたことに伴い、専用袋による全市回収に移行した。収集したペットボトルはフレーク状に粉碎処理し、再資源化業者に搬出している。

◎収集実績

年度 項目	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
収集量（kg）	150,590	165,340	176,330	188,290	203,480	209,370

(5) 食品用発泡スチロール製トレイの拠点回収

平成7年度からペットボトルと同様にモデル事業として拠点回収を実施し、年次的に拠点を増設し事業の拡大を図っている。

◎拠点回収場所の推移

年 度	拠 点 回 収 実 施 場 所
平成7年度	ひかりが丘、あすか野、生駒台、壱分西、青山台、市役所、リレー、南地区公民館(後に寿楽に移設)
平成8年度	鹿ノ台、北大和、桜ヶ丘、さつき台、萩の台
平成9年度	さつき台南、星和台
平成10年度	大北、真弓(北・南集会所)、白庭台、東生駒南 合計 20ヶ所 拠点回収
平成11年度	あすか野(北、南集会所)、光陽台
平成12年度	増加なし
平成13年度	増加なし
平成14年度	北コミュニティセンター
平成17年度	南生駒駅前

合計 25ヶ所 拠点回収

◎収集実績

年度 項目	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
収集量(kg)	10,113	9,398	8,494	7,940	9,687	8,062

(6) 飲料用紙パックの拠点回収

平成9年度から公共施設、集会所等を中心として拠点回収を実施し、年次的に拠点を増設し、事業の拡大を図っている。

◎拠点回収場所の推移

年 度	拠 点 回 収 実 施 場 所
平成9年度	10ヶ所の拠点回収で実施
平成10年度	26ヶ所の拠点回収で実施
平成11年度	12ヶ所拠点拡大し、48ヶ所で実施
平成12年度	増加なし
平成13年度	1ヶ所拠点拡大し、49ヶ所で実施
平成14年度	1ヶ所拠点拡大し、50ヶ所で実施
平成15年度	廃止 北小平尾公民館・上地区公民館 2ヶ所廃止 48ヶ所
平成16年度	廃止 高山地区公民館 1ヶ所廃止 47ヶ所
平成17年度	1ヶ所拠点拡大し、48ヶ所で実施

合計 48ヶ所 拠点回収

◎収集実績

年度 項目	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
収集量(kg)	5,112	5,349	4,976	5,229	5,531	4,220

トレイ・牛乳パック設置場所	トレイ	牛乳パック
獅子が丘管理事務所		○
大北自治会館	○	○
庄田分館		○
久保集会所		○
ひかりが丘自治会館	○	○
鹿ノ台地区公民館	○	○
鹿ノ台東集会所	○	○
鹿ノ台西集会所		○
鹿ノ台南集会所		○
鹿ノ台北集会所		○
真弓第一集会所	○	○
真弓第二集会所	○	○
真弓南集会所		○
北コミュニティセンター	○	○
あすか野自治会館	○	○
あすか野南集会所	○	○
あすか野北集会所	○	○
北大和自治会館	○	○
白庭台集会所	○	○
星和台集会所	○	○
小明町自治会館		○
小明台集会所		○
生駒台集会所	○	○
松美台分館		○
俵口分館		○
桜ヶ丘分館	○	○
図書会館		○
谷田自治会館		○
光陽台集会所	○	○
門前町自治会館		○
軽井沢町集会所		○
中央公民館		○
市役所庁舎	○	○
清掃リレーセンター	○	
中央公民館別館		○
菜畑分館		○
東生駒南分館	○	○
さつき台分館	○	○
さつき台南集会所	○	○
みなみ野台集会所		○
壱分分館		○
壱分町西集会所	○	○
寿楽	○	○
青山台集会所	○	○
東山集会所		○

トレイ・牛乳パック設置場所	トレイ	牛乳パック
有里町自治会館		○
萩原町自治会館		○
萩の台駅前ロータリー	○	
南コミュニティセンター		○
南生駒駅前	○	○

(7) プラスチック製容器包装のモデル収集

平成15年度からモデル収集を実施して問題点等を整理し、全市収集に向け検討を行っている。

◎収集実績

年度 項目	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
収集量 (kg)	580	2,110	4,270	6,140	5,760	9,010

◎実施自治会

平成15年度	新旭ヶ丘自治会
平成16年度	新旭ヶ丘自治会
平成17年度	有里町自治会
平成18年度	北大和自治会
平成19年度	西松ヶ丘自治会
平成20年度	西松ヶ丘自治会、ひかりが丘自治会

(8) 不用品交換コーナー

ごみの減量化と家庭内の不用品の有効活用を図るため、「譲ります」「譲ってください」情報を市公式ホームページ等に掲載する不用品コーナーを平成18年7月1日から開設している。

平成20年度末現在の総登録件数は、「譲ります」173件、「譲ってください」34件の合計207件で、交渉成立は「譲ります」59件、「譲ってください」2件の合計6件となっている。

(9) 陶磁器リユース・リサイクル事業

平成20年7月から、環境負荷の低減と資源の有効活用を図るため市民団体、事業者との協働事業として、家庭用陶磁器製食器のリユース・リサイクル事業を行っている。

定期的に公共施設及びスーパーで不用な食器の回収を行うと同時にリユースを推進するため、リユース市開催し、無料提供を行っている。リユースが困難な食器については、岐阜県美濃地方(土岐市等)で再生食器の原材料として適正にリサイクルしている。

また、平成21年4月からは清掃センターに持ち込みされる陶磁器についてもリユース品とリサイクル品とに選別し、リユース及びリサイクルの推進を図っている。

(10) 環境フリーマーケットの開催

市民を対象とし、家庭内の不用品を譲り合うことにより、限りある資源の有効利用を促進し、ものを大切にする意識を啓発することにより、ごみの減量化をはかることを目的として、平成9年度から環境フリーマーケットを開催している。

(平成20年度実績)

開催日	場所	出店団体数	備考
20年6月8日	エコパーク21	50団体	
20年9月15日	生駒市役所	50団体	
20年11月7日	高山サイエンスタウン	60団体	※雨天のため中止
21年3月20日	生駒市役所	50団体	

(11) 一日環境教室

平成11年度から小学生とその保護者を対象として、ごみ処理の現状と分別排出の大切さを学び、一般家庭におけるごみ減量化とリサイクルの促進を図るため、一日環境教室を開催している。

(実施状況)

年 度	開催日	参加数	環境教室の場所
H16 年度	8 月 24 日 (火)	12 名	関西メタルワーク㈱→東洋ガラス㈱ (びんのカレット化及びリサイクル施設)
	3 月 29 日 (火)	—	中止
H17 年度	8 月 26 日 (金)	31 名	関西メタルワーク㈱→東洋カレット・東洋ガラス㈱ (びんのカレット化及びリサイクル施設)
	3 月 28 日 (水)	37 名	関西メタルワーク㈱→A T C クリーンエコプラザ [®] (環境エコ展示施設)
H18 年度	8 月 3 日 (木)	28 名	A T C クリーンエコプラザ [®] →松行リサイクルセンター(古紙リサイクル工場)→ エコパーク 21
	3 月 28 日 (水)	28 名	松行リサイクルセンター(古紙リサイクル工場)→㈱リハース(トイレペーパー [®] 製造工場)
H19 年度	8 月 7 日 (火)	25 名	関西メタルワーク㈱→東洋カレット・東洋ガラス㈱ (びんのカレット化及びリサイクル施設)
	3 月 26 日 (水)	30 名	関西リサイクルシステムズ [®] →エコパーク 21→マツエキリサイクル
H20 年度	8 月 5 日 (火)	35 名	清掃センター→A T C クリーンエコプラザ [®] (環境エコ展示施設)
	3 月 26 日 (木)	35 名	関西リサイクルシステムズ [®] →三重中央開発㈱(総合リサイクル施設)

(12) ごみ集積場設置整備補助事業

ごみの散乱を防止することにより、地域の環境美化の推進を図り、もって、公衆衛生の向上に資するとともに、分別排出の徹底及び排出モラルの向上を図るため、平成8年度から自治会がごみ集積場の改修・新設等の整備を行うために要する経費に対し補助要綱に基づき補助金を交付している。

ごみ集積場設置整備補助地区

年 度	件数	交 付 額
平成 8年度	9	1,610,000円
平成 9年度	4	605,000円
平成10年度	5	959,000円
平成11年度	5	1,147,000円
平成12年度	3	645,000円
平成13年度	5	767,000円
平成14年度	2	146,000円
平成15年度	11	1,337,000円
平成16年度	6	1,481,000円
平成17年度	6	518,000円
平成18年度	0	0円
平成19年度	4	270,000円
平成20年度	1	89,000円

(13) 集団資源回収

再生利用可能な一般廃棄物の集団回収活動を自主的に行う実践団体及びその有価物を回収する業者に対し、平成4年度から補助要綱に基づき、補助金を交付している。

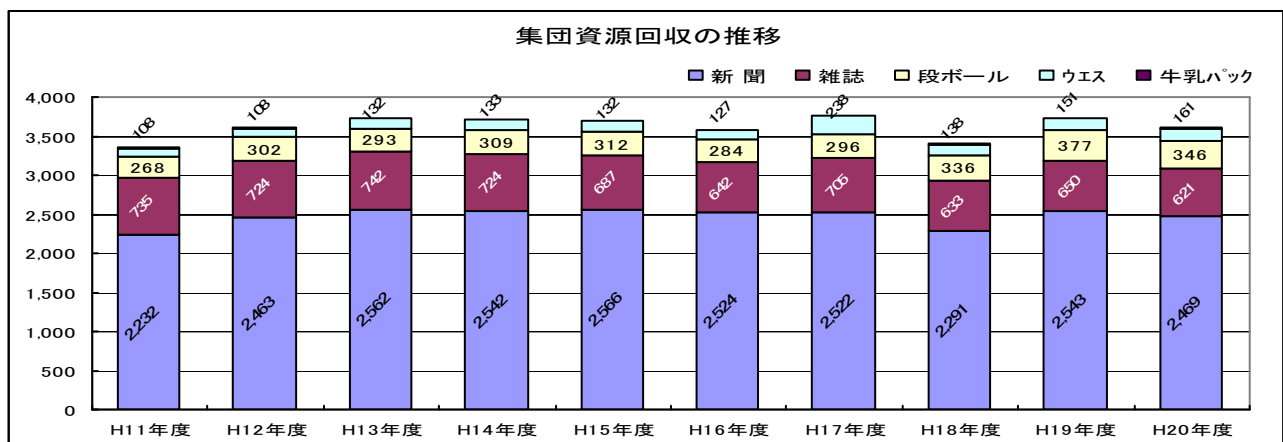
集団資源回収補助金制度は、生活の中から排出される有価物を再資源化するために、集団回収を行う実践団体及びその有価物を回収する業者に対し補助金を交付することにより、ごみの減量、資源の有効利用等ごみ問題に関する意識の向上を図り、もって生活環境の保全に資することを目的としている。補助金額は、回収実績に応じて、登録団体に対しては1kg当たり4円、登録業者に対しては、1kg当たり1円（ただし、登録業者に対しては平成5年度から実施・平成17年度から3円から1円に。）を交付している。現在、登録団体は123団体(平成20年度末)で、登録業者は3業者である。

◎ 集団回収量の推移

(単位：t)

年度 区分	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
新 聞	2,232	2,463	2,562	2,542	2,566	2,524	2,522	2,291	2,543	2,469
雑 誌	735	724	742	724	687	642	705	633	650	621
段ボール	268	302	293	309	312	284	296	336	377	346
ウ ェ ス	108	108	132	133	132	127	238	138	151	161
牛乳パック	5	5	4	4	4	5	9	8	8	9
団 体 数	108	112	113	114	112	114	120	117	120	123
合 計	3,579	3,579	3,713	3,736	3,659	3,580	3,638	3,698	3,729	3,606

◎ 平成20年度集団資源回収補助金制度の実績



区 分	実 施 団 体		回収実績 (kg)	登録団体補助金額 (円)	登録業者補助金額 (円)
	上 期	下 期			
新 聞	123	123	2,468,778	9875,112	1,919,158
雑 誌	123	123	620,709	2,482,836	496,539
段ボール	123	123	346,202	1,384,808	289,837
ウ ェ ス	119	118	161,074	644,296	128,533
牛乳パック	81	84	9,323	37,292	8,248
合 計	569	571	3,606,086	14,424,344	2,842,315

(14) 空き缶回収機の設置及び運用

空き缶の路上などへの散乱を防止するとともに、市民のごみ減量化・リサイクル意識の高揚を図るため、平成6年度から設置している。

平成6年6月 近鉄生駒駅前
 平成7年6月 近鉄東生駒駅前
 平成8年7月 高山地区公民館前（大北公民館）平成15年11月移設
 平成9年6月 南地区公民館前（平成10年5月から南コミュニティセンターへ移設）
 平成10年10月 鹿ノ台地区公民館
 平成14年11月 北コミュニティセンター
 平成18年2月 近鉄南生駒駅前ロータリー

の市内7ヶ所に空き缶回収機（空かん鳥）を設置し運用を図っている。

運用方法は、空き缶1個を回収機に投入すると補助券1枚を発行し、この補助券500枚で図書券500円分と引き替えるシステムを取っていましたが、平成14年11月から図書券に変えてエコハート認定店舗で利用できるエコハート利用券として発行している。

◎空き缶回収実績（平成6年度～20年度）

品目 年度	アルミ缶		スチール缶		合 計		図書券	エコハート
	本 数	重量	本 数	重量	本 数	重量		
平成 6年	102,231	2.0	111,386	5.6	213,617	7.6	152	
平成 7年	315,813	6.3	265,241	13.3	581,054	19.6	573	
平成 8年	354,123	7.1	310,441	15.5	664,564	22.6	909	
平成 9年	263,485	5.3	255,409	12.8	518,894	18.1	796	
平成10年	234,261	4.7	235,804	11.7	470,065	16.4	791	
平成11年	251,206	5.0	245,221	12.3	496,427	17.3	822	
平成12年	251,463	5.0	223,881	11.1	475,344	16.1	774	
平成13年	219,840	4.4	170,849	8.5	390,689	12.9	657	
平成14年	246,223	4.9	180,428	9.0	426,651	13.9	542	236
平成15年	238,930	4.8	189,950	9.5	428,880	14.3		686
平成16年	193,475	3.9	164,143	8.2	357,618	12.1		656
平成17年	152,243	3.0	103,477	5.2	255,720	8.2		440
平成18年	204,200	4.1	104,375	5.2	308,575	9.3		508
平成19年	217,926	4.4	127,542	6.6	345,468	10.7		625
平成20年	205,293	4.1	110,849	5.5	316,142	9.6		562
合 計	3,450,712	68.9	2,798,996	139.8	6,249,708	208.7		3,591

重量は、アルミ缶：20g／本 スチール缶：50g／本として算出。

(15) 生ごみ処理容器及び処理機設置費補助事業

昭和61年度から、家庭から排出される生ごみを自家処理するために処理容器を購入する者に対し、補助要綱に基づき、補助金を交付し、ごみの減量化・再資源化を推進しているが、平成12年度から新たに、従来の地中埋め込み式（コンポスト）容器の他に、現在の住宅事情に併せて、密閉式（ボカシ）容器及び機械式処理機を補助対象に追加し、事業の拡大を図っている。

◎補助実績

年度	コンポスト容器		ボカシ容器		生ごみ処理機		利用 世帯	小 計	
	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)		件数	補助金額 (千円)
61	1,011	2,982					766	1,011	2,982
62	312	921					252	312	921
63	184	552					149	184	552
元	158	467					121	158	467
2	206	607					152	206	607
3	243	717					195	243	717
4	373	1,098					303	373	1,098
5	216	635					178	216	635
6	275	809					213	275	809
7	193	569	(100)	モニター			159	193	569
8	199	585	(100)	モニター			168	199	585
9	246	722	(100)	モニター			211	246	722
10	270		(100)	モニター			216	270	810
11	225	675	(100)	モニター			186	225	675
12	122	366	147	279	93	3,046	303	362	3,691
13	85	255	96	190	171	5,560	306	352	6,005
14	89	267	77	145	187	6,125	315	353	6,537
15	86	258	51	99	168	5,137	275	305	5,493
16	64	176	54	107	194	5,855	283	312	6,137
17	49	139	49	98	207	6,023	284	305	6,260
18	54	155	46	89	170	4,921	267	270	5,165
19	74	212	67	125	151	4,561	259	292	4,898
20	79	223	55	101	96	2,828	202	230	3,150
合計	4,733		588		1,341		5,763	6,892	59,485

(16) 環境にやさしいお店「エコハート」事業

事業系一般廃棄物の減量化並びに消費者との流通段階において発生するごみの発生抑制及び排出抑制を図るため、自主的にごみの減量化・再資源化に関する活動を行っている市内の店舗を、環境にやさしいお店「エコハート」として認定し、市民に対し、広く活用を呼びかけている。

◎対象とする店舗の種類

・小売業・卸売業・サービス業・飲食店・その他

◎認定基準（活動内容）

- ・商品の簡易包装
 - ・買い物袋持参の奨励
 - ・使い捨て品の使用自粛
 - ・使い捨て品の販売自粛
 - ・詰め替え商品の積極的な販売
 - ・製品の修理サービス
 - ・広告、事務用紙等の紙使用の抑制
 - ・空き容器の店頭回収（ビン、缶、ペットボトル等）
 - ・梱包材の分別排出（リサイクル）
 - ・再生品の積極的な使用、販売
 - ・店舗の創意工夫による活動
- ごみ減量リサイクル推進体制の整備、利用客へのごみ減量リサイクルの啓発等

◎認定店舗数（平成 20 年度末現在）

108 店舗（内 19 閉店）

エコハート（環境にやさしい取り組みを行っているお店）の登録申請状況

業 種	件 数
小売業	93 (16)
飲食業	14 (1)
洗濯業	3 (2)
理・美容業	4
運輸・通信サービス業	1
不動産業	1
製造業	1
製造業	1 (薬局)
合計	108 (内 19 閉店)

(17) 分別排出啓発冊子の全世帯配付

ごみの分別排出の徹底を図り、減量化・再資源化を促進するため、平成 10 年度に分別排出啓発冊子「ごみガイドブック『きれいな街はあなたの手で！』」を作成し、全世帯に配布するとともに、転入者に対しても届出時に配布し、本市のごみの分別排出方法の徹底を図る。なお、平成15年度に新規作成し、平成16年3月に全世帯に配布しました。

(18) 不法投棄対策

不法投棄の未然防止を図るとともに、廃棄物の早期発見、早期撤去を実施することにより、不法投棄がしにくい環境づくりを目指すため、定期的に不法投棄防止パトロールを実施している。
(平成20年度は月5日)

◎ 不法投棄の実績

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
産業廃棄物	3	2	1	0	0	0
一般廃棄物	715	654	423	434	440	459

◎ 不法投棄処理量(一般廃棄物)

年 度	重 量
平成15年度	72,100 kg
平成16年度	46,840 kg
平成17年度	43,780 kg
平成18年度	32,990 kg
平成19年度	18,120 kg
平成20年度	21,760 kg

(19) 小学生社会科副読本の配付

環境教育の一環として、環境問題及びごみ問題への理解を深め、学校及び家庭でのごみの減量化を図るため、小学4年生を対象とした社会科副読本「私たちの生活とごみ」を作成し、市内各小学校に配付している。

(20) 小学4年生のごみ収集体験学習の実施

平成17年度から小学生における環境教育の一層の充実を図るため、直接学校に行き、家庭ごみの正しい出し方の説明やごみ収集車を持ち込んで児童にごみ収集の体験をさせることにより、ごみに対する一層の意識の向上を図るために実施している。

◎平成20年度実施

実施小学校	人 数	実 施 日
生駒小学校	146名	5月1日
生駒北小学校	39名	5月15日
桜ヶ丘小学校	68名	5月22日
生駒東小学校	121名	5月29日
壱分小学校	140名	6月5日
真弓小学校	82名	6月6日
生駒南小学校	101名	6月12日
鹿ノ台小学校	93名	6月19日
生駒台小学校	154名	6月26日
俵口小学校	123名	6月26日
生駒南第2小学校	61名	7月3日
合 計	1,128名	

(21) 家電リサイクル法・パソコンリサイクル法の対策

平成13年4月1日から施行された家電リサイクル法（正式名は「特定家庭用機器再商品化法」）と平成15年10月1日から施行されたパソコンリサイクル法（正式名は「資源有効利用促進法」）の対策として、広報を始めホームページ等を活用し、法の主旨及び内容の理解と周知徹底を図っています。

また、間違ってごみとして排出された家電リサイクル法対象商品（テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン）とパソコンリサイクル法対象商品（パソコン）は、排出者に持ち帰りを促すシールの貼付等により対応している。

第8章 し尿処理事業



1 し尿の現況

当市域の下水道の普及、浄化槽への切り替えが進むことにより、し尿収集人口は、年々減少しており、平成20年度は、3,195人、総人口比2.7%である。

し尿処理量は、毎年減少の傾向にあり、平成20年度は、6,385kℓで、浄化槽汚泥を含む生活排水処理量全体に占めるし尿の割合は、23.9%である。

(1) 処理形態別人口の推移

(単位:人)

年度 項目		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
くみ取り		4,818	4,486	4,331	4,001	3,704	3,401	3,195
浄化槽	単独処理	39,204	38,388	37,236	37,299	35,090	31,799	33,726
	合併処理	8,196	9,001	10,172	11,935	12,587	12,489	14,249
	集中処理	16,680	16,680	15,007	13,852	12,441	12,348	7,734
	小計	64,080	64,069	62,415	63,086	60,118	56,636	55,709
公共下水道		45,840	46,249	48,650	49,285	53,385	57,741	59,818
総合計		114,738	114,804	115,396	116,372	117,207	117,884	118,722

(2) エコパーク21処理量の推移

年度 項目		平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
し尿		8,380	8,235	7,997	7,433	6,868	6,744	6,385
浄化槽		18,521	20,362	21,073	21,256	21,684	20,515	20,277
合計		26,901	28,597	29,070	28,689	28,552	27,259	26,662

2 し尿の収集、運搬

し尿くみ取り式トイレの家庭及び事業所並びに仮設トイレは、本市から委託された業者が収集、運搬を行っている。

収集は、定期収集にあつては原則として月1回、臨時収集にあつては随時行っている。定期収集のうち、月1回によりがたいときは、月2回収集している。収集は、市内を3班に分け、3台の収集車と9人の作業員で行っている。

当市で収集したし尿は、「エコパーク21」に搬入され、浄化槽汚泥、生ごみと併せて処理される。「エコパーク21」は、処理の過程で発生したメタンガスから熱、電気を回収し、汚泥をもとに肥料を生産する。

3 し尿くみ取りの申請と手数料

し尿くみ取りの定期収集を開始、中止及び変更する場合は、書面での申請を、また、臨時収集を行う場合は、電話又はファックスでの申請を、それぞれ環境事業課で受け付ける。環境事業課は、便槽種等に応じて徴収番号を付し、委託業者に書面又は電話で必要な指示を行う。

手数料は、し尿くみ取りの後、実績の1月分を取りまとめて、名義人に口座振替又は納付書により納付してもらう。

手数料は、定期収集、臨時収集、便槽種などにより次の区分に分けられている。

(1) 手数料料金区分

番号	区 分			便槽割（1基）	人頭割（1人）	従量制（18リットル）	
1	定期	1回収集	普通便槽	250円	200円	—	
2			特殊便槽	600円			
3		2回収集	普通便槽	700円			
			特殊便槽	1,050円			
4		共同住宅			250円	—	100円
5		事業所					
6	臨時	臨時					

(2) くみとり件数の推移

年 度 区 分		平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
一 般 家 庭	普通 便槽	798	724	663	608	563	519	503	471	442	403	370
	特殊 便槽	1,176	1,165	1,127	1,081	1,046	1,012	969	921	877	837	792
	二回 取り	90	84	89	90	96	93	94	95	94	89	99
	計	2,064	1,973	1,879	1,779	1,705	1,624	1,566	1,487	1,413	1,329	1,261
共 同		22	22	21	21	20	19	19	18	18	18	17
事 業 所		139	141	141	140	129	123	124	116	117	115	106
臨 時 ※		123	120	101	155	137	174	181	151	142	124	120
合 計		2,348	2,256	2,142	2,095	1,991	1,940	1,890	1,772	1,690	1,586	1,504

※臨時の件数は延べ件数を12ヶ月で平均している。